

令和 3 年 9 月 16 日（木曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

---

令和3年9月16日（木曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	村岡賢一君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	菅原辰雄君	山内孝樹君
	後藤清喜君	

---

欠席委員（なし）

---

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
次長兼総務係長 兼議事調査係長	高橋伸彦

## 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後3時40分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

私から一言、挨拶を申し上げます。

先ほどのお昼のテレビで台風14号のニュースが出ておりましたが、災害はもちろんですが、これから農業をやっている方は稲刈りのシーズンになって大変気になるところでございます。

ところで、本特別委員会も6月末から結成をいたしまして、今回で9回目ですか、不正流用問題に関する調査特別委員会として集中的に審議をしてまいりました。前回、町の内部調査のほうも終了いたしまして報告がありまして、いよいよ本委員会も大詰めに来ていると思います。大変本議会でお疲れのところでございますが、慎重審議で最後を閉めたいと思いますので、皆様方の御協力、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、前回9月10日の委員会で確認いたしましたとおり、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会報告書の案をお示しし、その報告書案について委員皆様から御意見をいただき、修正などが必要であればそれを修正などし、最終的には、本日、本報告書を決定したいと思います。このように進めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入ります。

事務局より報告書（案）について説明いたさせます。では、事務局長、お願いします。

皆さん、資料をお願いします。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、御説明させていただきます。

本日、皆様の議場の席上に配付させていただきました報告書（案）をお手元に御用意をお願いいたします。

正副委員長とこの案につきまして今週に入ってから調整をさせていただいて、本日配付をさせていただいたというものです。

6ページものとなっておりますが、私からかいつまんで御説明させていただきます。

まず1ページの1番と2番につきましては、「はじめに」、そして、「構成等」ということで説明を省略させていただきます。

3番、「特別委員会の調査目的等」の部分でございます。

3行目、大きくは次の2点に集約される。「問題発生の原因を突き詰めるための調査」、そして、「再発防止に関し、町に対する議会としての意見を取りまとめるための調査」、この2つが目的であったということ。そして、その下、アンダーラインの部分です。

なお、本調査報告書では、これら2点以外に、この問題の発生に伴い当然に考えなければならない様々な立場における責任ということに関し、質疑の場で交わされた主な発言についても記載し、議長に報告するという旨を記載しました。

その次です。「さらに付記すれば」ということで、主たる目的としていない不正流用を行ったとされる者の刑事事件に関すること及びこの補助金の交付に関わった町の一般職の職員の処分等の具体に関することについては、本調査報告において何らの言及もしていないということを記載させていただいております。

2ページにつきましては、本日を含めた8回の経過を記載したものでございます。

そして、3ページでございます。「調査の結果」として整理しております。上から10行目ぐらいの部分です。調査において明らかになったことのうち、あえて議長に委員会として報告すべき事項としてと書きました。補助金の総額は1,860万円、その大半が事業目的外の経費に充てられていたということ、そして、当該団体は総会及び監査を平成29年1月の臨時総会までの間していなかったということ、そして、農済迫支所においては統括事務局を置くとされていたこと自体を承知していなかったということ、産業振興課にあっては本部機能が十分に発揮されていたとは認められないということ、そして、当該補助金は協議会の口座に振り込まれ続けていたことなどを記載いたしております。

そして、その下のアンダーラインを引いた部分でございます。

今般の町補助金の不正流用問題は、その不正に流用された金額及びそれを行った者、そして、その行為に対しても関心を寄せなければならぬということは十分に委員会としても承知しているが、いずれ、刑事事件に關係すると思われる事柄については、しかるべき機関の捜査の進展を待つほかないというふうに記載しております。

そしてその下、(1)発生原因に関してという部分です。アンダーラインの部分を読ませていただきます。読みます。

本件事案の発生に関しては、町補助金の不正流用を行った者が、その責めを負わなければな

らないということが道理であり、これについては論を俟たない。

しかしながらということで、下から3行目なんですけれども、本件事案発生の主たる要因として、調査委員会の最終報告書によればということなんですが、職員の「認識不足」「確認不足」「他人任せ」等々があったためと結論づけている。このことは、調査委員会として、書類の改ざん等を見抜けなかつたこととは別の次元の問題としてこの不正流用事案を捉え、町職員の事務処理に瑕疵があつたことを認め、再発防止策の立案につなげているわけであり、この問題意識については了とすべきであると考えるというふうに記載しております。

そして、その上でということで、これは皆様から御発言があつた部分を整理しました。

その上で、本委員会としては、当たり前のことを当たり前にやっていれば、つまり、法律や条例、補助金等交付規則及び関係する要綱等に定められた手続を当たり前に実施していれば、いくら精巧に補助金申請等の書類が改ざんされていたとしても、補助金を交付することはなかつたはずであると結論づけるというふうな書きぶりといたしております。

次、（2）再発防止に関してという部分でございます。

アンダーラインの部分を読ませていただきます。

これまでにも不適正な事務処理事案が発生するたびに、町職員の意識改革や法令遵守等の研修を実施してきたにもかかわらず、不適正な事務が「再発」したわけである。調査委員会が町長に提案した内容を否定するものではないが、「不適正な事務というのは、いくら防止策を講じても起きてしまう」ということもまた、過去の歴史が証明している。

根本的なことを言えば、「公務員としての心構え・意識」を変えない限り、いくら再発防止策を並べても、その実効性には疑問符がつく。

この辺につきましても、委員皆様からの御意見等を頭に描きながら整理したものでございます。

そういう意味では、今後、町の幹部職員の『日常的な業務』に取り組む姿勢が重要であると言える。

そして、その次の3行につきましては、これも各委員の皆様の御発言の部分でございます。補助金を振り込んだ先（通帳）のチェックあるいは現地調査、さらには人事異動を定期的に実施することが再発防止に有効であろうといった委員からの具体的な提案もなされているという報告しております。

最後の部分でございますが、議会としても、これまでの予算・決算の審査に加え、常任委員会等における調査等を活用し、本件事案と同種の事案の再発防止に向けた取組について、不

断の検討を行う必要性を強く認識したところである。

これは、予算・決算の審査には限界があるといったニュアンスのやり取りがあったやに記憶しております。そうしたことから、委員長と話をした結果、こういった書きぶりで議長に報告してはいかがかといった部分でございます。

5ページでございます。

一番上、アンダーラインを引きました。「事務を監督する立場にあった町職員は、処分は免れないと思っている」旨の町当局からの答弁がございましたということです。これは、委員の質疑に対する当局の答弁を記載したものでございます。

また、ということで、町が町民との協働が進められないという理由にしてほしくないといった意見や「議会としての責任」のあり方について、委員が自己の御意見を披瀝されるといった場面もあったということも議長に報告をするというものでございます。

最後でございます。

6番、「結びに」として、アンダーラインを引きました。

ここであえて報告するが、本委員会に提出された調査委員会の最終報告書の文脈から、また、その行間からも本件事案に関与した町職員の町民に対するお詫びと反省の気持ちが十分に読み取れなかったことは残念である。これについては、最終報告書に関する説明・質疑において、調査委員会の委員長から、聴き取りの結果として、そのことに関する説明等がなかったことからも明らかである。

この書きぶりにつきましては、複数の委員から、まず謝罪があつてしかるべきではないかといった話、あとは報告書のいわゆるコピーアンドペーストの部分とかの質疑、やり取りから、委員長と話をした結果、こういうことなのかなといった部分で整理したものでございます。

その次でございます。

震災発生後に続いた町の混乱の中において、法令等に基づく事務を100%遺漏なく行うことが困難であったということについては、本委員会としても十分に理解するところである。問題は、震災後の町の混乱が一定程度落ち着いた後にあってもなお、是正することなく不適正な事務を無定見に続けてきたことにあると言えるというふうに結びで書いたところでございます。

その上で、6ページの案を決議して送付すべきと考えているが、いかがかといった部分です。

最後でございます。

タイトルといたしまして、「不適正事務の再発防止」に加えて、「町民の信頼回復に向けた

取組に関する決議」とちょっと長いんですけれども、案という形で整理しました。

論語に「民信なくば立たず」とあると。執行機関である当局があらゆる政策を実行するための前提として、また、議会が議会として存在し得る前提として、「町民の信頼」は欠くべからざるものである。一補助金が不正な目的に流用されたということにとどまらず、町に対する町民の信頼が大きく揺らぐ事態であると認識すべきではないかといったこと。

そして、中段でございます。当局に対して具体的な取組を今後やっていかれると思うんだけれども、次の点が非常に重要であると、あえてということで整理しております。

内部統制を町職員全体に有効に機能させるためには、町長の補助機関である副町長及び課長の職に在る職員が、それぞれの職責である「事務の監督責任」をしっかりと果たし続ける必要があると、これ1項目だけとしております。

最後に、議会としても、不断の検討を重ねていく決意であると。

意見書とするか決議とするかについてであります。地方自治法第99条の意見書という形よりも、内容からして決議といったほうがなじむのかなという整理をしております。忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

私からは以上であります。

○委員長（山内昇一君） 御苦労さまでした。

ただいま事務局長から説明がありました。説明が終了いたしましたので、報告書の内容について、委員皆様から御意見があれば伺います。どうぞ。よろしいですか。

及川幸子委員。

○及川幸子委員 立派な報告書が出されたと私は解しております。

その中とはまた別に、監査委員さんから指摘がありました令和2年度分で153件の随時監査をした中で15件ということで、たしか9.8%と記憶しておりますけれども、それが残っていることが私の脳裏にあるんですけども、それらを今後委員会としてやっていくのか、それはもう終わりにするのか、その辺、皆さんの御意見を伺いたいと思います。これとは別個で。

○委員長（山内昇一君） 事務局長、お願いします。

○事務局長（男澤知樹君） 代表監査委員が言ったのは、随時監査というのは、令和2年度に実施した建設工事が153件ありましたと。そのうち監査委員は約1割を抽出して監査をしたと。残りの90%について、要は10%の中に指摘事項があった部分は、多分、残りの90%にもある可能性があるから、それについては当局の皆さんとしっかりと残りの90%についても見直しをしてくださいねといった流れの中での代表監査委員の御発言でございましたので、あえて

議会に対してという御発言ではなかったということについては、私からお伝えをさせていただきます。

以上であります。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

及川委員、御了解いただきましたか。（「はい」の声あり）

ほかにございましたらお願ひします。

倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 決議文の中に不正流用事案というのが書かれているんですけれども、ちょっと何の不正流用事案かちょっと分からぬなど、これだけを見た人はね。決議文だけ見れば分からぬと思うんです。「南三陸町有害動植物等対策協議会に交付した補助金」とか、そういった表示が決議文にあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 説明させますからお待ちください。事務局長、お願ひします。

○事務局長（男澤知樹君） 6ページの、例えばですが、「今般発覚した町補助金の不正流用問題は」という部分に、「今般発覚した南三陸町有害動植物等対策協議会に交付した町補助金の不正流用問題は」みたいな形で入れたほうがよろしいということでしょうか。その部分については、事務方としては何らの問題もないのかなと思っております。

○委員長（山内昇一君） 一応、説明はいたさせましたので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。ほかにございますか、この件に関して。

後藤清喜委員。

○後藤清喜委員 事務局にはきちんとまとめていただき、大変御苦労さまでございます。委員長、副委員長、御苦労さまでございます。

今回、決議（案）が出されましたけれども、意見書よりも決議のほうがよろしいかと思います。あと、不正流用問題の前に、南三陸町動植物……、それを入れても構わないと私は思っています。以上です。

○委員長（山内昇一君） この件に関してほかに御意見があれば伺います。（「なし」の声あり）  
それでは、ただいま御意見出ましたが、この修正案を採択と言いますか、修正いたしますか。  
では、また事務局長より説明いただきます。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、確認をさせていただきます。

「今般発覚した南三陸町有害動植物等対策協議会に交付した町補助金の不正流用問題は」と

いうふうに加筆して整理をするということにさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（山内昇一君） それでは、ただいまの点は説明あったとおり修正いたします。この部分を修正いたします。

そのほか、この件以外にまた何かございましたら意見を求める。ないですか。（「なし」の声あり）

それでは、ただいま修正になった部分は委員長報告書に記することに決定してよろしいですか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、報告書を修正した上、委員長報告書として決定したいと思います。

このほか御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） それでは、報告書の最後の部分に示した決議案については、9月会議に委員長提出議案として付議したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

ここで、事務局からただいま決定した報告書の今後の取扱いについて説明させます。事務局長、お願いします。

○事務局長（男澤知樹君） 今後の取扱いでございます。

来週の月曜日までに先ほどの部分を修正いたしまして、議長に報告書を提出させていただきます。その後、現在の予定で、最終日、22日なのかなと思っているんですけども、最終日の諸般の報告で皆さんに委員長報告書の写しを配付をいたして、議長から諸般の報告がなされます。そして、同日、委員会提出議案ということで本会議に決議案が提出されて、議決された後は町長に対して議長名でこの決議が送付されるといった流れとなります。

私からは以上でございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長が説明したとおりであります、このように進めることに御異議はございませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 すみません、手続上の話ですけれども、議会運営委員会は通さなくて大丈夫ですか。

○委員長（山内昇一君） 事務局長、お願ひします。

○事務局長（男澤知樹君） すみません、説明不足でございました。議会運営委員会を21日の夕方、決算審査特別委員会終了後に予定しておりますので、そこに当然ながら諮られてという手續でございます。説明が不足しておりました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（山内昇一君） ただいまの後藤委員の質問に対して局長からお話しあったとおり、21日に議会運営委員会がありまして、そのときに説明あるそうです。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

議長。

○議長（三浦清人君） その他でいいのかな。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

次にその他に入ります。委員の皆様から何かあればお願ひします。

議長、お願ひします。

○議長（三浦清人君） 特別委員会でもいろいろとお話がありました一般職の懲戒分限の決定といいますか、それが調査委員会から町長のほうに提出されております。既に町長のほうは、一般職の懲戒分限については出しております。

けれども、本人からの異議申立ての期間が2週間あると。それで、その期間がないと最終決定にはならないというお話で、その期間を見ますと、24日にしか私のほうにその結果が来ないということでありまして、22日に議会が終わるという予定なもんですから、その件に関しましては、来次第、その内容については皆さん方に、これは郵便でやるしかないのかな、郵送で皆さんにお知らせをしたいというふうに思っております。

それから、いろいろと懸念といいますか、あるわけですが、一応、警察へ詐欺罪ということで被害届を出しておったんですが、当初の金額がいろいろと変わってきているようです。具体的に幾らの被害届になるのかということも、ここ1週間、10日ではなかなか分からぬというような状況下であります。そういうこと。

それから、監査委員から勧告されているわけですね、執行部は。その勧告に対する答弁書もまだ我々には届いていないと。一体どのような答弁なのかということも我々任期期間中に分かるか分からないかも分からないという状況下でありますので、この件については改選後に

どのようになるのかということも含めて、皆さんで後で検討していただければというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○委員長（山内昇一君） 議長、ありがとうございます。

それでは、そのほか特にございませんか。

事務局長、お願いします。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、2点ほど。

10月5日に実は色麻町で県北の議員の研修会というものが予定されておったんですけども、本日、中止と。新型コロナの関係等がございますので今年度は中止するということの連絡がありましたので、まずお知らせをします。

そして、21日の決算審査特別委員会終了後は議運ということでよろしくお願いしたいと。なので、9月22日、失礼、その翌日ですか、最終日の朝9時40分は全員協議会ということになります。議運の結果ということになりますので、ひとつ来週もよろしくお願ひいたします。

では、今週は、明日は休会ということなので、以上でございます。

大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

○委員長（山内昇一君） それでは、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を、大変長時間にわたりましたが、終了することといたします。

ここで、副委員長から閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（村岡賢一君） 皆様、本会議終了後、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会ということで8度の会議を経てまとめができました。大変ありがとうございました。

今後、このようなことが二度と起きないことを祈って、会を閉じたいと思います。御苦労さまでした。

○委員長（山内昇一君） どうもありがとうございました。

午後4時10分 閉会